

1. 件名：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構に対する標準応答スペクトルを規制に取り入れる際の経過措置に関する面談

2. 日時：令和元年10月3日（木）13時30分～13時55分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 原子力規制企画課

森下課長

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

沖田管理官補佐、岩崎係長

日本原子力研究開発機構 建設部 次長 他7名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、標準応答スペクトルを規制に取り入れる際の経過措置に関して、以下の点を含め事業者が対応するために必要な期間があれば公開の会合に出席の上、説明するよう日本原子力研究開発機構に求めた。

- ・設置許可基準規則解釈の公布後、設置変更許可申請を提出するまでに要する期間。
- ・許可後、工事計画認可申請を提出するまでに要する期間。
- ・工事計画認可後、耐震補強工事の有無別に使用前検査申請を提出するまでに要する期間。

(2) 日本原子力研究開発機構から、公開会合への出席等について了解した旨の回答があった。また、日本原子力研究開発機構から、公開会合で廃止措置中の施設及び審査中の施設の取扱いについての明確化を要望する旨の発言があった。

6. 配付資料

「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果を受けた規制上の対応について（令和元年9月11日原子力規制庁）